

附則 (昭和五二年六月二四日政令第二二〇号) 抄

第一条 この政令は、昭和五十二年七月一日から施行する。

附則 (昭和五二年一月二五日政令第三三〇号)

この政令は、農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部の施行の日(昭和五十三年二月一日)から施行する。

附則 (昭和五三年三月一〇日政令第三一号) 抄

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和五十三年四月一日)から施行する。

附則 (昭和五三年六月二七日政令第二六〇号)

この政令は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別会計法施行令の規定は、昭和五十三年度の予算から適用する。

附則 (昭和五三年七月四日政令第二七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年一月一四日政令第三七四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年一〇月一日政令第二六九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五五年九月二九日政令第二四二号) 抄

第一条 この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附則 (昭和五五年九月二九日政令第二四五号) 抄

第一条 この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附則 (昭和五五年一月二九日政令第三一三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五六年六月五日政令第二二一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五六年六月一日政令第二三一号)

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五六年八月三日政令第二六八号) 抄

第一条 この政令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附則 (昭和五六年九月二一日政令第二七五号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第十五条までの規定は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附則 (昭和五六年一月三〇日政令第三三一号)

この政令は、広域臨海環境整備センター法の施行の日(昭和五十六年十二月一日)から施行する。
附則 (昭和五七年七月二日政令第一八四号)

この政令は、昭和五十七年七月二十六日から施行する。
附則 (昭和五七年九月二二日政令第二五一号) 抄

第一条 この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。
附則 (昭和五八年五月二四日政令第一〇九号)

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五八年七月一五日政令第一六一号) 抄

第一条 この政令は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十九号)以下「昭和五十八年法律第五十九号」という。の施行の日(昭和五十九年四月一日)から施行する。
附則 (昭和五九年三月一七日政令第三五号) 抄

第一条 この政令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十九年四月一日)から施行する。
附則 (昭和五九年一月二二日政令第三四二号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五九年一月二二日政令第三四二号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(昭和六十年一月一日)から施行する。
附則 (昭和六〇年三月五日政令第二四号) 抄

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

(国の利害に係る訴訟) についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置

第十四条 この政令の施行の際現に係属している旧公社の事務に関する訴訟であつて会社が受け継ぐもの及び旧公社の事務に関する訴訟であつてこの政令の施行後に会社を当事者として提起するもの又は会社を参加人とするものについては、第十二条の規定による改正前の国の利害に係る訴訟に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第三号中「日本専売公社」とあるのは、「日本たばこ産業株式会社」とする。
附則 (昭和六〇年三月二五日政令第三一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

(国の利害に係る訴訟) についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置

第十七条 この政令の施行の際現に係属している旧公社の事務に関する訴訟であつて会社が受け継ぐもの及び旧公社の事務に関する訴訟であつてこの政令の施行後に会社を当事者として提起するもの又は会社を参加人とするものについては、第二十條の規定による改正前の国の利害に係る訴訟に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令は、なおその効力を有する。この場合において、同令第九号中「日本電信電話公社」とあるのは、「日本電信電話株式会社」とする。
附則 (昭和六〇年六月二八日政令第二二一号)

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六〇年二月二七日政令第三三二号) 抄

この政令は、昭和六十年三月一日から施行する。
附則 (昭和六〇年三月二五日政令第三三二号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六〇年三月二七日政令第三三二号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六〇年三月二七日政令第三三二号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六〇年三月二七日政令第三三二号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六〇年三月二七日政令第三三二号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六〇年三月二七日政令第三三二号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六〇年三月二七日政令第三三二号) 抄

2 この政令の施行前に第一条の規定による廃止前の日本学校健康会法施行令の規定によりした処分、手続その他の行為は、日本体育・学校健康センター法施行令(昭和六十年政令第三百三十一号)中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
附則 (昭和六一年六月一〇日政令第二〇八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(旧特殊法人登記令等の暫定的効力)

第二条 農業機械化研究所については、第二条の規定による改正前の特殊法人登記令、第三条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法施行令、第四条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令、第五条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令、第六条の規定による改正前の身体障害者雇用促進法施行令、第七条の規定による改正前の国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令、第八条の規定による改正前の官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令、第九条の規定による改正前の高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令、第十条の規定による改正前の租税特別措置法施行令、第十一条の規定による改正前の所得税法施行令、第十二条の規定による改正前の法人税法施行令、第十三条の規定による改正前の地方税法施行令及び第十五条の規定による改正前の農林水産省組織令は、生物系特定産業技術研究推進機構法附則第二条第一項の規定により農業機械化研究所が解散するまでの間は、なおその効力を有する。
附則 (昭和六一年八月一九日政令第二八二号)

この政令は、昭和六一年九月一日から施行する。
附則 (昭和六二年三月二〇日政令第五四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附則 (昭和六二年四月二八日政令第一三四号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六二年四月二八日政令第一三四号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六二年四月二八日政令第一三四号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六二年四月二八日政令第一三四号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六二年四月二八日政令第一三四号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六二年四月二八日政令第一三四号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六二年四月二八日政令第一三四号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六二年四月二八日政令第一三四号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六二年四月二八日政令第一三四号) 抄

附則（昭和六十二年六月二日政令第二一六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（旧林業信用基金法施行令等の暫定的効力）

第二条 この政令の施行の際現に存する林業信用基金については、第一条の規定による廃止前の林業信用基金法施行令、第二条の規定による改正前の特殊法人登記令（以下「旧特殊法人登記令」という。）、第四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法施行令（以下「旧国家公務員退職手当法施行令」という。）、第五十条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令（以下「旧国家公務員等共済組合法施行令」という。）、第八条の規定による改正前の林業等振興資金通暫定措置法施行令、第九条の規定による改正前の国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令及び第十條の規定による改正前の官公需に関する中小企業者の受注の確保に関する法律施行令は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

3 この政令の施行の際現に存する中央漁業信用基金については、旧特殊法人登記令、旧国家公務員退職手当法施行令、旧国家公務員等共済組合法施行令、第七條の規定による改正前の中小漁業融資保証法施行令（以下「旧中小漁業融資保証法施行令」という。）、第九條の規定による改正前の国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令、第十一條の規定による改正前の日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律施行令及び第十二條の規定による改正前の日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法施行令は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧中小漁業融資保証法施行令第三條第三項中「年七パーセント」とあるのは、「年六・七パーセント」とする。

附則（昭和六十二年六月三〇日政令第二四〇号）

この政令は、医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十二年十月一日）から施行する。

附則（昭和六十二年七月一日政令第二五二号）

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。

附則（昭和六十二年一月四日政令第三六八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附則（昭和六十三年三月三十一日政令第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年四月一日）から施行する。

附則（昭和六十三年五月二四日政令第一六五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十三年七月二二日政令第二三二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、農用地開発公団法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和六十三年七月二十三日）から施行する。

附則（昭和六十三年九月二四日政令第二七七号）

この政令は、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の施行の日（昭和六十三年十月一日）から施行する。

附則（平成元年七月七日政令第二二〇号）

この政令は、特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律の施行の日（平成元年七月二十日）から施行する。

附則（平成元年九月二二日政令第二七二号）

この政令は、新技術開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日（平成元年十月一日）から施行する。

附則（平成元年二月一五日政令第三二三号）

この政令は、平成二年一月一日から施行する。

附則（平成二年三月三〇日政令第八五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年一〇月五日政令第三〇五号）

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成三年一月二五日政令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成三年四月二三日政令第一四五号）

この政令は、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三年七月一日）から施行する。

附則（平成三年五月三十一日政令第一九五号）

この政令は、電気通信基盤充実臨時措置法の施行の日（平成三年六月一日）から施行する。

附則（平成三年九月二五日政令第三〇六号）

この政令は、平成三年十月一日から施行する。

附則（平成四年八月二二日政令第二七八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）の施行の日（平成四年十月一日）から施行する。

附則（平成四年九月二八日政令第三一四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成四年十月一日）から施行する。

附則（平成六年三月二四日政令第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成六年四月二二日政令第一三二号）

この政令は、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成六年四月二十八日）から施行する。

附則（平成八年七月一〇日政令第二一六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

（国の利害に係る訴訟に関する法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 この政令の施行の際現に係属している会社の塩専売事業に係る事務に関する訴訟であつてセンターが受け継ぐもの及び会社の塩専売事業に係る事務に関する訴訟であつてこの政令の施行後にセンターを当事者として提起するもの又はセンターを参加人とするものについては、前条の規定による改正前の国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第三号中「日本たばこ産業株式会社（塩専売法（昭和五十九年法律第七十号）第三十八條第一項に規定する塩専売事業を行う場合に限る。）」とあるのは、「塩専売法（平成八年法律第三十九号）第二十一条第二項に規定するセンター」とする。

附則（平成八年八月二二日政令第二四二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成八年十月一日から施行する。

附則（平成八年八月三〇日政令第二五五号）

この政令は、平成八年十月一日から施行する。

附則（平成九年三月二八日政令第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

（国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年改正法附則第四十八條第一項に規定する指定基金に対する国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令の規定の適用については、「国家公務員共済組合連合会」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第一項に規定する存続組合、同法附則第四十八條第一項に規定する指定基金、国家公務員共済組合連合会」とする。

附則（平成九年八月二二日政令第二六五号）抄

第一条 この政令は、運輸施設整備事業団法（以下「法」という。）附則第一条ただし書の政令で定める日（平成九年十月一日）から施行する。

附則（平成九年二月一〇日政令第三五五号）抄

第一条 この政令は、平成十年一月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月一八日政令第四四号）抄

第一条 この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

附則（平成一〇年六月二二日政令第二一一号）抄

この政令は、平成十年七月一日から施行する。

附則（平成一〇年九月一七日政令第三〇八号）抄

この政令は、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年十月一日）から施行する。

附則（平成一一年六月二三日政令第二〇四号）抄

第一条 この政令は、平成十一年七月一日から施行する。

附則（平成一一年八月一八日政令第二五六号）抄

第一条 この政令は、都市基盤整備公団法（以下「公団法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附則（平成一一年九月一六日政令第二六七号）抄

第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成一一年九月二〇日政令第二七〇号）抄

この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成一一年九月二〇日政令第二七二号）抄

第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成一一年九月二〇日政令第二七六号）抄

第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法（以下「法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附則（平成一一年九月二九日政令第三〇六号）抄

第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成一二年三月二二日政令第一七二号）抄

この政令は、農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇五号）抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一三年一月三二日政令第二一号）抄

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一四年三月一三日政令第四三三号）抄

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 存続組合（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（次条及び附則第十一條において「平成十三年統合法」という。）附則第二十五條第三項に規定する存続組合をいう。次条において同じ。）に対する第二十五條の規定による改正後の国の

利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令の規定の適用については、同令本則中「農林漁業信用基金」とあるのは、「農林漁業信用基金、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇号）附則第二十五條第三項に規定する存続組合」とする。

附則（平成一五年三月二四日政令第六四号）抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年六月二七日政令第二九三号）抄

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年六月二七日政令第二九四号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年六月二七日政令第二九二号）抄

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年六月二七日政令第二九三号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年六月二七日政令第二九四号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年六月二七日政令第二九五号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年六月二七日政令第二九六号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年六月二七日政令第二九七号）抄

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年七月二四日政令第三二二号）抄

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年七月二四日政令第三二九号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八條から第四十三條までの規定及び附則第四十四條の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八條第四号の改正規定に係る部分に限る。）は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年七月三〇日政令第三四二号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五條から第二十三條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年七月三〇日政令第三四三号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八條から第三十四條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年七月三〇日政令第三四四号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四條から第十五條までの規定、附則第十六條中財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第三條第三十四号及び第十九條第五号の改正規定並びに附則第十七條の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月六日政令第三五八号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四條から第十四條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月六日政令第三五九号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四條から第十條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月六日政令第三五九号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四條から第十條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月六日政令第三五九号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四條から第十條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月八日政令第三六四号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条から第十一条までの規定並びに附則第七條から第十一條まで及び第十四條から第三十一條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月八日政令第三六五号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第六條から第十四條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月八日政令第三六七号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五條から第十四條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月八日政令第三六八号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四條から第三十八條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月八日政令第三六九号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六條から第二十五條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月八日政令第三七〇号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五條から第十五條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月三日政令第三九一号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第五條から第十七條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月三日政令第三九二号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第五條から第十七條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。附則（平成一五年九月三日政令第三九三号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六條から第二十四條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月三日政令第三九四号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六條から第十七條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月一〇日政令第四〇六号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八條から第十七條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月一二日政令第四一〇号）抄

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月一二日政令第四一二号）抄

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月一八日政令第四一六号）抄

この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九條及び第十一條から第三十三條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月二五日政令第四三九号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五條から第十七條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月二五日政令第四四〇号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五條から第十七條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（施行期日）第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五條から第十六條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年二月五日政令第四八九号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八條から第四十一條まで、第四十三條及び第四十四條の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年二月二五日政令第五五三号）抄

第一条 この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十九日）から施行する。

附則（平成一五年二月二五日政令第五五五号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九條から第三十六條までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成一五年二月二五日政令第五五六号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十條から第三十四條までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年一月七日政令第二一八号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十條第一項及び第三項並びに第十三條から第二十八條までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年一月三〇日政令第一四四号）抄

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月二九日政令第四九号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章並びに第十一條から第十三條まで及び次条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月一九日政令第五〇号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九條から第四十四條までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（国の利害に係る関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第二十七條 前条の規定の施行の際現に係属している公団の事務に関する訴訟であつて会社が受け継ぐものについては、同条の規定による改正前の国の利害に係る関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令本則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令本則中「新東京国際空港公団」とあるのは、「成田国際空港株式会社」とする。

附則（平成一六年三月二六日政令第八三三号）抄

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年四月九日政令第一六〇号）抄

第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

附則（平成一六年五月二六日政令第一八一号）抄

この政令は、機構の成立の時から施行する。

附則（平成一六年九月二九日政令第二九四号）抄

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附則（平成一六年一月二五日政令第三三六号）抄

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一六年一月二三日政令第三八三号）抄

第一条 この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律（次条において「平成十六年改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

附則（平成一七年三月二四日政令第七二号）
この政令は、法の施行の日（平成一七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年四月一日政令第一八号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年六月一日政令第二〇三号）抄
この政令は、施行日（平成一七年十月一日）から施行する。

附則（平成一七年六月二四日政令第二二四号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第三十八条までの規定は、平成一七年十月一日から施行する。

附則（平成一八年二月二四日政令第二五号）
この政令は、平成一八年四月一日から施行する。

附則（平成一九年二月二三日政令第三一号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成一九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第三五号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成一九年十月一日から施行する。

（国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第二十七條 この政令の施行の際現に係属している旧公社の事務に関する訴訟であつて各承継会社（郵政民営化法第六條第三項に規定する承継会社をいう。以下この条において同じ。）が受け継ぐもの及び旧公社の事務に関する訴訟であつて施行日以後に承継会社を当事者として提起するもの又は承継会社を参加人とするものについては、第四十八條の規定による改正前の国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令本則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令本則中「日本郵政

公社」とあるのは、「郵政民営化法（平成一七年法律第九十七号）第六條第三項に規定する承継会社」とする。
附則（平成一九年九月一四日政令第二八七号）抄
この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十二條、第二十四條、第二十六条、第二十八條及び第三十條の規定、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日
附則（平成一九年九月二〇日政令第二九二号）
この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成二〇年七月一六日政令第二二六号）抄
この政令は、平成二〇年十月一日から施行する。
附則（平成二〇年七月二五日政令第二三七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二〇年十月一日から施行する。
附則（平成二〇年九月一二日政令第二八三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二〇年十月一日から施行する。
附則（平成二〇年九月一九日政令第二九七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二〇年十月一日から施行する。
附則（平成二一年二月二八日政令第三三〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成二二年一月一日）から施行する。
附則（平成二三年五月二七日政令第一五二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二三年六月一日から施行する。

（国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第六條 存続共済会に対する第六條の規定による改正後の国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令の適用については、同令本則中「全国市町村職員共済組合連合会」とあるのは、「全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三條第一項第三号に規定する存続共済会」とする。

附則（平成二三年二月二六日政令第四二三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二四年四月一日から施行する。
附則（平成二五年二月二六日政令第三六六号）
この政令は、平成二六年四月一日から施行する。
附則（平成二六年三月二四日政令第七三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二五年改正法」という。）の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。
（国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第六條 存続厚生年金基金に対する第二十三條の規定による改正後の国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令の適用については、「広域臨海環境整備センター」とあるのは、「広域臨海環境整備センター」とあるのは、「広域臨海環境整備センター」、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金」とする。
附則（平成二八年三月三一日政令第一二九号）
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年一月二八日政令第三六一号）
この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成二九年一月二〇日政令第四四号）抄
この政令は、平成二九年四月一日から施行する。
附則（平成三〇年三月三一日政令第一二六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三一年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一二九号）
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一二九号）
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一二九号）
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一二九号）
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一二九号）
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一二九号）
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一二九号）
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一二九号）
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一二九号）
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一二九号）
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一二九号）
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一二九号）
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一二九号）
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一二九号）
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一二九号）
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一二九号）
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日政令第一二九号）
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。